

# 地方再犯防止推進計画策定の手引き

(令和5年3月改定版)

令和5年3月

法務省

## はじめに

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）の役割が極めて重要であり、平成29年12月に策定された第一次の再犯防止推進計画（以下「一次計画」という。）に引き続き、令和5年3月に策定された第二次再犯防止推進計画（以下「二次計画」という。）においても、その旨が記載されています。

地方計画については、平成30年4月に鳥取県において策定されて以降、全国の地方公共団体において策定が進められており、令和4年10月1日現在、全ての都道府県を含む402の団体で計画が策定されています。再犯防止の取組を推進する上で、地方計画の策定は大変重要となりますので、法務省としては、まだ地方計画を策定されていない市町村におかれても地方計画の策定を検討いただきたいと考えております。

本手引きでは、主に市町村における地方計画の策定の際に参考としていただける標準的な手順や内容をまとめています。地方計画の策定自体は努力義務であるため、策定に関する各地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではありませんが、策定を検討いただける各市町村におかれては、再犯防止推進計画に基づく施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」（[http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00009.html](http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html)）も参照いただきつつ、本手引きを積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の意義等</b> ……………	1
1	法的根拠……………	1
2	計画策定の意義……………	3
3	計画策定の流れ……………	4
<b>第2章</b>	<b>計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について</b> ……………	9
1	計画策定の趣旨等……………	9
2	地域における再犯防止を取り巻く状況……………	10
3	重点課題・成果指標……………	11
4	取組内容……………	11
5	推進体制……………	11
<b>第3章</b>	<b>具体的な取組の記載例等</b> ……………	12
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組……………	12
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組……………	24
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組……………	33
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 のための取組……………	37
5	民間協力者の活動の促進等のための取組……………	41
6	地域による包摂を推進するための取組……………	46
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組……………	50

## 第1章 計画策定の意義等

### 1 法的根拠

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

そこで、再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等（例えば、地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。）と一体のものとして策定することも可能です。また、計画の期間や変更時期についても、各団体の実情に応じて判断いただいで差し支えありません。

なお、地方計画を他の計画等と一体的に策定する場合は、以下の記載例も参考としつつ、当該計画が再犯防止推進法第8条第1項にいう地方計画である旨の明記をお願いします。

他の計画と一体的に策定する場合の記載例

○この「●●計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

○本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。

○本計画における「施策● 再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます。

(関連計画に一体的に策定している例)

#### ○相模原市地域福祉計画

第4期相模原市地域福祉計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を新たに盛り込むこととします。

#### ○浜松市人権施策推進計画

そこで、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、刑を終えて出所した人の人権の分野で再犯防止の推進に関する取り組みを定めます。

#### ○善通寺市まち・ひと・しごと総合戦略

また、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、再犯防止に関する施策を推進します。

(再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、本戦略に「再犯防止の推進」を盛り込みます。)

さらに、地方計画は、地域の実情等を踏まえ、複数の市町村で一つの計画を策定することが合理的と考えられる場合には、共同の協議会を設けるなどして、複数の市町村で一つの計画を策定していただいても差し支えありません。

なお、令和5年3月末時点では、複数の市町村で一つの計画を策定する共同策定の例は把握できておりませんが、以下のとおり、近隣の市町村が再犯防止の取組を進める上での課題を共有し、共通の基本方針を定めている例がありますので、参考までに紹介いたします。

## ○再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念

日野市・多摩市・稲城市の3市が「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、3市を一つの地域として共有の課題を抽出するとともに再犯防止の推進に向けた3市共通の基本方針と取組の枠組みを定めた。

上記共通理念に基づき日野市・多摩市・稲城市の3市がそれぞれの実情に合わせて再犯防止の取組を総合的に進めるための個別計画を策定した。

## 2 計画策定の意義

### (1) 各種施策の総合的な推進

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたっており、特定の部局のみで対応することは困難であると考えられます。このように各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進するためには、計画を策定するという手法が重要であると考えられます。

地方計画を策定することで、市内の様々な事業に再犯防止（犯罪をした者等の社会復帰促進）の視点を反映させることが可能となるほか、「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を市内外に対して明らかにすることができます。

### (2) 実施施策の明確化

地方計画において、各施策についての具体的な実施内容、実施時期、担当部局が明らかになることで、施策を推進するための工程が定まり、その進捗状況の管理も可能となります。

また、市内職員や刑事司法関係者のみならず、地域住民に対しても、再犯防止施策に関する地方公共団体の具体的な取組内容や進捗状況が明確になるとともに、啓発効果も期待できます。

### (3) 計画策定を通じた合意形成

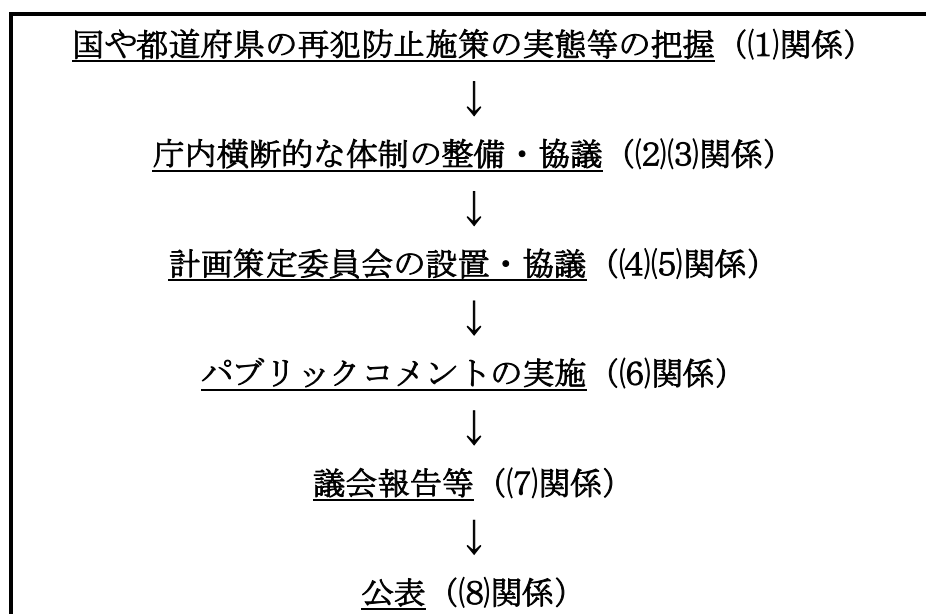
地方計画の策定過程は、これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった分野に再犯防止の視点が反映される契機になるほか、各地方公共団体の職員が再犯防止についての認識を深める機会となり、市内で再犯防止施策への理解と合意が得られることにつながると考えられます。

また、計画の策定過程に地域の関係機関や民間団体等が参画することによ

り、職員だけでなく地域の関係者全体での合意形成に資することにもなると考えられます。

### 3 計画策定の流れ

地方計画の策定に当たっては、以下の流れを参考にしながら、全庁的な取組として進めることが考えられます（飽くまで一例です。）。



#### (1) 国や都道府県の再犯防止施策の実態等の把握

多くの地方公共団体においては、保護司会活動、「社会を明るくする運動」など一部の施策では保護観察所等と関わりがあったものの、再犯防止施策全体に関して刑事司法関係機関（地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所等）と協働する機会が少なかったため、国の再犯防止施策について、必ずしもまだ十分に御理解をいただけていない場合もあると考えられます。そのような場合は、まず、個別に刑事司法関係機関に制度説明を依頼したり、庁内で勉強会等を開催すること、あるいは近隣の矯正施設等を視察することにより、再犯防止に関する基本的な制度や対象となり得る者の実情、地域の関係機関・団体等について理解していただくことが有効であると考えられます。

また、都道府県の策定する地方計画は、その都道府県の犯罪の状況や、各地域における関連施策の状況を踏まえたものとなっていますので、都道府県単位での取組状況を把握していただくことも、地域の再犯に係る状況を把握

する上で重要です。

なお、国においては、全国単位や各ブロック単位で再犯防止に関する協議会を開催し、地方公共団体が行う再犯防止の取組の好事例を共有しておりますので、是非ご参加ください。加えて、令和5年度からは、一部の都道府県において、国の交付金を活用して域内の市町村の再犯防止の取組を促進するための会議や研修を行う事業（地方再犯防止推進事業）が始まりますので、これらが開催される場合は、こちらも是非積極的にご参加ください。

## (2) 庁内横断的な体制の整備

庁内横断的な体制を整えずに、担当部局として個別に計画策定の協力を他部局に呼びかけても、「うちの部局は再犯防止とは関係がない」等の反応により、十分な理解や協力を得られず、結果として実効性のある計画を策定することができなくなるおそれがあると考えられます。

幅広い行政領域にまたがる地方計画を実効性あるものとするためには、その策定過程に、庁内の幅広い分野の関係部局に参画してもらうことが重要となります。そのため、庁内の再犯防止施策担当窓口や関係部局によって構成される協議会・ワーキンググループ等を設置し、庁内横断的な体制を整えることができれば、地方計画策定に向けた検討が円滑に進むことが期待できます。

## (3) 庁内横断的な体制による協議

例えば、以下のようなプロセスで協議を実施し、計画策定委員会の設置につなげることが考えられます。

### ① 地方公共団体における再犯防止施策の必要性の共有

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障害等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があることなど、地方公共団体における再犯防止施策の必要性を共有し、庁内関係部局の意識統一を図ることが重要であると考えられます。

### ② 地域の再犯に係る実態や再犯防止に関する住民意識の把握

法務省ホームページや最寄りの刑事司法関係機関等からのヒアリン



グの実施等により、統計データ等を入手、分析するなどして、地域の再犯に係る実態を把握することが効果的であると考えられます。

また、必要に応じて、自治会等の地域団体へのヒアリングや住民アンケートの実施により、住民の方々が再犯防止の取組等についてどの程度理解されているのか、どのような意識を持たれているのかなど、再犯防止に関する住民意識を把握することも考えられます。なお、住民意識を把握する上では、平成30年に内閣府政府広報室が実施した「再犯防止に関する世論調査」も参考になると思料しますので、適宜参照してください。

【「再犯防止に関する世論調査」URL】

<https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-saihan/index.html>

### ③ 庁内の関連計画・関連事業の把握

関連する他の行政計画との整合性を確保するため、また関連事業を最大限活用するため、庁内の各部局に幅広く照会を実施するなどして、関連計画・関連事業を洗い出すことが重要であると考えられます。

なお、再犯防止のために有用な施策は、既に地方公共団体において取り組まれている、福祉関係施策を始めとした各種施策と重なる部分も多くあります。既存の取組であっても、その対象に罪を犯した者等を新たに含むこととする、あるいは既に含まれることを庁内で改めて確認していただくことにも、大きな意義があると考えられます。

## (4) 計画策定委員会の設置

庁内横断的な体制での協議等を踏まえ、必要に応じて計画策定委員会の委員を選任します。委員としては、庁内関係部局や刑事司法関係機関の職員のみならず、地域の民間団体関係者や外部有識者等を選任することも考えられます。選任に当たっては、地方計画の策定に向けて議論をまとめられるキーパーソン（例えば、刑事政策等に知見があり、再犯防止施策についてビジョンを持っている大学教授など）を加えることで、議論がスムーズに進むこともあるものと承知しており、御参考としていただければと思います。

【民間団体・外部有識者の具体例】

保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護法人、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、医師、弁護士、大学教授 等

## (5) 計画策定委員会による協議

例えば、以下のようなプロセスで協議を実施し、地方計画の策定につなげることが考えられます。

なお、計画策定委員会の設置に合わせて、実務的な論点整理等、素案の作成等を行うワーキングチームを庁内横断的な体制として設置することも考えられます。

### ① 計画策定スケジュールの作成

地方計画策定までのスケジュール（期間はおおむね1年以内）を作成し、関係者の意思統一を図ることが重要であると考えられます。

### ② 民間団体等からのヒアリング

各地域において、民間団体等が様々な再犯防止活動を行っていると思われます。民間団体等から、活動状況や課題意識等のヒアリングを行い、具体的なニーズを把握することで、地域の実情を踏まえた地方計画の策定が可能になると考えられます。

### ③ 計画の施策体系・取組方針の決定

計画策定委員会における意見、実務的な論点整理、民間団体に対するヒアリング結果等を踏まえて、地方計画の施策体系・取組方針を決定することが重要であると考えられます。

### ④ 素案の検討

素案の作成に当たっては、委員会構成員の所属団体等に事前に意見照会を行うことも有意義であると考えられます。

## (6) パブリックコメントの実施

各地方公共団体の条例、内規等に従って、パブリックコメントを実施することにより、地域住民や関係機関、民間団体の意見を聴取し、意見内容に応じて必要な追記・修正等を行うことが考えられます。

## (7) 議会報告等

各地方公共団体の条例、内規等に従って、議会に報告等を行うことが考えられます。

(8) 公表

必要な手続が完了し、地方計画の内容が確定した場合は、地方公共団体のホームページ等で公表することが想定されます。

なお、再犯防止推進法第8条第2項には、地方計画の公表に関する努力義務が定められています。

## 第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

この章では、地方計画に盛り込むことが考えられる主な内容と記載に当たっての基本的な考え方等をまとめています。内容・考え方ともに参考例であり、必ずしも地方計画に同じものを盛り込む必要はありません。

### 1 計画策定の趣旨等

#### (1) 趣旨・目的

これまでの再犯防止に関連する取組の概要や、再犯防止推進法において地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されたことなど、地方計画策定の背景や、計画を策定することで犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与すること等を記載することが考えられます。

#### (2) 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画であることや、関連する他の行政計画との関係性などについて記載することが考えられます。

#### (3) 計画の期間

国の再犯防止推進計画を踏まえて、おおむね5年とすることが考えられますが、関連する他の行政計画の計画期間を踏まえて設定するなど、実情に応じた設定として差し支えありません。

#### (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」である旨記載することが考えられます。また、近年では、起訴猶予が見込まれる被疑者等に対する「入口支援」の取組も広がっていることから、地方計画に盛り込む施策の内容に応じて、刑務所出所者や保護観察対象者だけでなく、被疑者等を再犯防止施策の対象に含めることも考えられます。

なお、再犯防止施策はあくまで罪を犯したと認められる者を対象とするものであり、犯罪をした者等の範囲について、再犯防止推進法の成立時に、以下のような附帯決議がなされていますので、御留意いただければと思います。

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

## 2 地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移を記載することや、全国との状況と比較することで、地域における再犯防止を取り巻く状況を明らかにすることが考えられます。統計データは、『犯罪統計』『検察統計』『矯正統計』『少年矯正統計』『保護統計』等の公表されているものを活用したり、個別に検察庁、矯正管区、矯正施設、保護観察所等に依頼することで入手していただけます。

なお、各矯正管区の更生支援企画課では、警察署別検挙人員に関する犯罪統計データや、矯正施設（刑務所・少年院）入所者に関する統計データのほか、令和5年2月から、刑事施設出所者の帰住先情報等（地方公共団体別）についても提供することが可能となりましたので、必要がありましたら最寄りの矯正管区までお問い合わせください。

### 【統計資料 URL】

犯罪統計

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>

検察統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kensatsu.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html)

成人矯正統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kousei.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html)

少年矯正統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_shonen-kyosei.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html)

保護統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_hogo.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html)

### 3 重点課題・成果指標

国の再犯防止推進計画、地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点的に取り組む課題を記載することが考えられます。課題の記載に当たっては、二次計画に記載されている7つの重点課題を参考にいただき、地域の実情に応じた課題を盛り込むことを検討していただきたいと考えております。

また、再犯者率・再入者率等の成果指標等については、地域における再犯防止を取り巻く状況等を踏まえ、必要に応じて設定することが考えられます。

#### 【重点課題の具体例】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 4 取組内容

地方公共団体が主体となって、あるいは国や関係団体等と連携するなどして実施する取組を具体的に記載します。各取組内容には、当該取組を所管する部局（複数の部局が所管する場合はそれら全ての部局）を明記することが重要であると考えられます。このことにより、地方計画に記載された取組内容の主たる担当部局が地域住民から見て分かりやすく、地方公共団体の取組姿勢が明確となるほか、フォローアップの際にも必要な情報を収集しやすくなります。

なお、具体的な取組内容の記載に当たっては、第3章を御参照ください。

### 5 推進体制

地方計画を着実に推進するためには、計画の推進体制を明確にし、定期的に進捗状況の確認を行うことが重要であると考えられます。具体的には、「〇〇市（町・村）再犯防止施策推進協議会」等の協議会を設置し、そこで進捗管理等を行うことなどが考えられます。協議会の構成員には、計画策定委員会の構成員が引き続き就任することが考えられます。

### 第3章 具体的な取組の記載例等

地方公共団体としての再犯防止の取組については、現状認識や課題等を踏まえ、地域の実情に応じて検討いただくことが重要です。この章では、再犯防止施策における各種取組について、二次計画で記載している現状認識や課題等を挙げた上で、策定済みの地方計画において実際に盛り込まれた施策の記載例も掲載しています。各市町村においては、ここで記載した現状認識や課題、記載例を参考に、地域の実情に応じた取組を地方計画に盛り込んでいただければ幸いです。

#### 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

##### (1) 就労の確保等

###### ア 現状認識と課題等

不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、政府においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできました。

さらに、一次計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきました。

その結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主（犯罪をした者等の自立又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主のことで、令和4年10月1日の現在で25,202社が登録されています。）の数が一次計画策定前に比べて増加するなど、就労の確保に向けた政府の取組は、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もあります。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コ

コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実

刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が求められます。地方公共団体においては、刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また当該施策・制度を犯罪をした者等にとって利用しやすいものとするのが期待されています。

## (地方計画における実際の記載例)

### ○農林水産分野における就業支援【秋田県】

農林水産業に就業を希望する者に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に必要な資格の取得等の支援を行います。

### ○非行少年に対する就労支援【東京都】

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。

### ○刑務所出所者等に対する職場定着支援【神奈川県】

刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。

### ○暴力団離脱者への就労支援【山梨県】

暴力団離脱希望者に対して、山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会をはじめとした関係機関と連携し、就労支援を行います。



### ○未就学少年に対する自立支援【高知県】

無職のままの状態が続くことで、非行や事件に巻き込まれることのないよう、20歳未満の未就職者であり、かつ、未就学（高校中途退学者を含む）の方などを対象に「見守りしごと体験講習」等の自立支援に向けた取組を実施します。

### ○就労支援事業の普及啓発【千代田区】

再犯防止推進の趣旨に賛同する事業者へ、法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」を紹介します。

### ○生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援【名張市】

津保護観察所や名張保護司会等の関係機関・団体との連携も図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等をはじめとした各種支援につなぎます。

### ○農福連携の取組【宇部市】

農業と福祉の人材マッチングを行い、多様な人材の雇用を促進します。就農体験により意欲喚起を図り、就労定着に向けた支援を行います。

## ② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓及びその活動に対する支援の充実

犯罪をした者等を積極的に雇用する企業として協力雇用主が挙げられます。

地方公共団体において、新たな協力雇用主を開拓することや、協力雇用主を含め犯罪をした者等を積極的に雇用する企業等に対し、活動の支援をすることで、犯罪をした者等の社会復帰を、雇用を通じて支援しようという地域の機運が高まっていくことが期待できます。

### （地方計画における実際の記載例）

### ○事業者の更生保護活動に対する支援【愛媛県】

協力雇用主をはじめ、事業者による犯罪をした者等の職業体験や雇

用など、更生保護活動への支援を促します。

協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、コレワーク等と協力し、研修会を開催します。

#### ○就職説明会の開催【熊本市】

求職者と企業のマッチングの場としての就職説明会を開催し、これらの取組を保護観察所や自立準備ホーム等の関連機関・団体にも周知します。

#### ○就労奨励に向けた経済的支援の充実【兵庫県】

保護観察対象者等の雇用を促進するため、保護観察対象者等を新たに雇い入れた事業者に対し、給与や研修に要する経費の一部を助成します。

#### ○新たな協力雇用主の開拓・確保への支援【鹿児島県】

県建設工事入札参加資格審査や総合評価落札方式における協力雇用主等に対する優遇措置などの取組を行います。

#### ○協力雇用主の受注機会の増大のための制度【豊島区】

豊島区では、区が発注する建設工事において、総合評価方式を実施するに当たり、平成31年4月より協力事業主の受注機会の増大を図るため、新たに雇用対策評価項目の一つに「法務省の協力事業主制度に登録」を設定しています。

#### ○商工会議所等への働き掛けによる協力雇用主の開拓【山口市】

山口保護観察所と協力し、協力雇用主を取り巻く環境や就労実態について調査し、関係機関と連携して環境整備に努めます。

研修や講演会等を通じた商工会議所等への働きかけにより、協力雇用主の増強を図ります。

#### ○矯正施設における刑務作業や職業訓練への協力【下関市】

矯正施設における刑務作業や職業訓練の充実への協力を努めます。

### ③ 地方公共団体による罪を犯した者等の雇用

地方公共団体において罪を犯した者等を雇用することは、本人が生活基盤を確保することに加えて、社会復帰に向けての大きな自信を与えることにもつながります。また、就労習慣の習得に寄与するだけでなく、雇用を通じて犯罪をした者等の社会復帰を支援することの意義や必要性を、地域の民間企業等に対して強くアピールすることにつながると考えられます。

現に、地方公務員法に抵触しない保護観察対象少年を臨時職員として一定期間雇用している地方公共団体があり、国においても、法務省本省や少年鑑別所などで雇用している実績があります。

なお、地方公務員法では、職員となるための欠格条項が定められており、仮釈放期間や執行猶予期間にある成人を雇用することはできません。

一方、奈良県のように、県が<sup>えん</sup>出捐し設立した財団法人において、刑務所を出所した成人を雇用することで「居場所」を与える取組もなされており、参考になると考えられます。

(参考：地方公務員法)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二～四 (略)

#### (地方計画における実際の記載例)

##### ○県による保護観察対象者の雇用【神奈川県】

保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。

##### ○府による保護観察対象者等の直接雇用【大阪府】

保護観察対象者等の円滑な社会復帰に向けて、大阪保護観察所から

推薦を受けた保護観察対象少年等を府の非常勤職員として短期雇用し、就労の機会を提供しつつ、民間企業等への恒久的な就職へとつなげていく取組を実施します。

#### ○市による保護観察対象者の雇用【宇部市】

宇部保護区保護司会と協力・連携し、保護観察処分中の少年等を市の非常勤職員として任用し、市役所内における就労を通じて、社会生活の自立を図り、また、民間企業等への一般就労を目指した就職活動を支援します。

#### (参考) 奈良県更生支援の推進に関する条例（同条例に基づいて設立した法人において、出所者雇用等の取組を実施）【奈良県】

県は、(略) 更生支援に関する施策を一体的かつ効果的に実施するため、法人を設立し、次に掲げる事業を実施させるものとする。

- ① 罪に問われた者等を雇用し、並びに職場における就業体験の機会その他就労の場を確保し、及び提供すること。
- ② 前号の規定により雇用した者に対し、住居の貸与等を行うこと。
- ③ 第1号の規定により雇用した者に対し、企業等への就職その他の社会復帰を支援するため、職業訓練及び社会的な教育を行うこと。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、罪に問われた者等の相談に応じることその他罪に問われた者等の社会復帰に必要な支援を行うこと。

#### ④ 関係機関・団体との連携強化

犯罪をした者等に対する就労支援を切れ目のない、継続的なものとするためには、地域の就労に関する関係機関・団体や、刑事司法関係機関等との連携を密にすることが重要であると考えられます。

#### (地方計画における実際の記載例)

#### ○暴力団離脱者に関する連携【秋田県】

秋田刑務所と連携して、離脱希望者に対する面接・講話を実施し、就労支援を含めた離脱支援に取り組むとともに、「暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会」を毎年開催して、秋田公共職業安定所、秋田刑務所、秋田保護観察所、県や秋田市等関係機関の担当者と情報交換し、社会復

帰支援活動の進め方について協議します。

#### ○関係機関団体と連携した就労支援の充実【堺市】

刑務所出所者等の就労支援に取り組んでいるハローワーク、保護観察所、大阪法務少年支援センター（大阪少年鑑別所）などの関係団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。

#### ○関係機関と連携した非行のある少年への就労支援【下関市】

就労を希望する少年に対して、問題を抱えた少年の雇用に協力的な会社に関する情報提供を行うなど、ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、少年の就労に向けた支援の充実を図ります。

## (2) 住居の確保等

### ア 現状認識と課題等

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

政府においては、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めてきました。

その結果、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者数の減少（平成28年に比べて令和3年は4割減少）や満期釈放者の2年以内再入者数の減少（平成28年出所者に比べて令和2年出所者は3割減少）など、住居の確保に向けた政府の取組は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まな

い場合があるなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実、更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大等の取組を進めていく必要があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 公営住宅への（優先）入居の促進

一次計画に引き続き、二次計画においても、「国土交通省は、（中略）保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する」とされ、また、「矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する」とされています。

また、国においては、公営住宅の事業主体に対する「継続的支援」として、必要な助言、（本人の同意に基づく）保護観察対象者等の個人情報提供のほか、事業主体からの相談に応じることや事業主体からの相談を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うこととしています。

これらを踏まえ、地方公共団体には、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等の検討が期待されています。

### （地方計画における実際の記載例）

#### ○県営住宅の入居における特別な配慮【長野県】

長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の入居保証事業を活用し、県営住宅に入居可能とします。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで犯罪をした者等に対して、優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、所得に応じて家賃の減免を行います。

#### ○市営住宅入居への配慮【松江市】

矯正施設出所者等の市営住宅への優先的な入居については、その方の状況に応じた配慮をします。

#### ○市営住宅入居への配慮【大竹市】

犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、市営住宅への入居について配慮します。

### ② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

一次計画に引き続き二次計画においても、「法務省は、(中略)住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努める」とともに、「その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める」とされています。

また、国土交通省の省令(平成29年省令第63号)において、住宅確保要配慮者の類型の一つとして保護観察対象者及び更生緊急保護(刑事施設を満期で出所した者など、刑事手続等による身体拘束を解かれた後、原則6月以内の者に対し、本人の意思に基づき、保護観察所が再犯防止のための指導や支援等を行うもの)対象者が含まれています。

その上で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律においては、住宅確保要配慮者の入居促進を図るため、住宅確保要配慮者や賃貸人に住宅情報の提供等の支援を行う居住支援法人を都道府県が指定できることや、民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して居住支援協議会を設立できることが定められています。地方公共団体には、これら新たな住宅セーフティネット制度の活用による、保護観察対象者等の賃貸住宅への入居の促進が期待されています。

#### (地方計画における実際の記載例)

#### ○居住支援法人及び住宅確保要配慮者が入居可能な住宅の開拓【岐阜県】

住宅確保要配慮者への支援を行う岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人を増やすとともに、住居確保要配慮者が入居できる住宅を増やします。

**○居住支援団体等と連携した入居促進及び居住支援【加古川市】**

県、不動産関係団体及び居住支援団体等との連携を拡充し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と入居後の居住支援に取り組めます。

**○県居住支援協議会への参画を通じた居住支援【尾道市】**

住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、広島県、県内地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体及び居住支援法人などから構成される「広島県居住支援協議会」に参加し、必要な措置について協議します。また、障害のある人が賃貸物件の円滑な入居を可能とする居住サポート事業の実施に向けて取り組めます。

**③ 更生保護施設に対する支援・協力**

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設であり、全国に103の施設（令和5年3月1日現在）があります。更生保護施設の中には、高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるものの、出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、一旦更生保護施設において受け入れ、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための指導・助言を行う施設（指定更生保護施設）や、薬物依存がある者に対して依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する施設（薬物処遇重点実施更生保護施設）もあります。

更生保護施設は更生保護法人等の地域の民間団体により運営されており、そこで行われる支援等の充実には、地方公共団体を含む地域からの理解と支援が不可欠であると考えられます。

**（地方計画における実際の記載例）**

**○更生保護施設への援助・協力の検討【三重県】**

更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設（津市）について、平成24年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いま



したが、今後も状況に応じた援助・協力を検討していきます。

**○更生保護施設との連携強化【中野区】**

福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を進めます。

**○更生保護法人に対する支援【川崎市】**

更生保護施設を運営する更生保護法人に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。

**④ その他の取組例**

適当な住居がない人が利用可能な既存の制度・施策には様々なものがありますが、当該制度・施策が十分に知られていないために、犯罪をした者等が支援につながっていない場合や、中には、違法行為をしたことが理由で、福祉ニーズのある障害者・高齢者が必要な支援を受けられていないという事態も一部に生じています。犯罪をした者等であるか否かに関係なく利用可能であるこれらの制度・施策について周知し、その適切な運用を明示していただくことは、適当な住居がない犯罪をした者等の選択肢を広げるだけでなく、地域の関係機関・団体の理解や協力を得る上で有効であると考えられます。

**(地方計画における実際の記載例)**

**○地域社会における定住先確保のための支援【長野県】**

住居喪失した犯罪をした者等に対し、家賃相当額の一時的な支給や、緊急一時的な日常生活に必要な支援を行います。

**○福井社会復帰支援ネットワーク協議会との連携【福井県】**

「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」のネットワークを活用して新たな住み込み就労先を開拓するほか、社員住宅を備えた「協力雇用主」の増加に取り組むことにより、住み込みで働くことのできる就労先の確保に努めます。

**○保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設等【鳥取県】**

保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設、民間団体設置による居場所（一時的な居住地等）確保の支援等の施策について実施を検討します。

**○TOKYOチャレンジネットの活用・同行支援【千代田区】**

住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対し、東京都が運営する住宅確保及び就労支援機関であるTOKYOチャレンジネットへの同行支援を行うことで、新しい生活へのチャレンジを支援します。

**○矯正施設出所後の高齢者や障害者等の受け入れ場所確保への協力【下関市】**

矯正施設出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者又は障害者等への支援等

#### ア 現状認識と課題等

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

政府においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を実施してきました。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結果を踏まえ、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始しました。

その結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中であって、特別調整の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は、着実に実績を積み重ねてきました。

しかしながら、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要があります。

#### イ 具体的な取組の例

##### ① 保健医療・福祉サービスの提供

高齢者や障害者のうち、帰住先がない等の要件を満たす一部の矯正施

設出所者については、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターが保護観察所、矯正施設等の刑事司法関係機関と連携しながら福祉的支援へのつなぎ（特別調整）を実施しますが、その後これらの者に対して継続的に支援を実施するのは、多くの場合、基礎自治体である市町村となることが想定されます。他方、特別調整の対象とならない高齢者や障害者については、保護観察所や更生保護施設を通じて市町村の窓口や地域の関係機関・団体に相談が持ち込まれたり、あるいは本人から直接相談が持ち込まれることがあります。

地方公共団体が提供する保健医療・福祉サービスは、通常、犯罪をした者等であるか否かを問わず提供され得るものです。本人のニーズに応じたサービスを提供するためには、犯罪をした者等に関する理解促進や刑事司法機関との定期的な情報共有が必要です。これらの取組に関することを地方計画に記載することで、地域におけるソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）につながると考えられます。

#### （地方計画における実際の記載例）

##### ○加齢等を背景とした犯罪への対応【東京都】

高齢者による犯罪の背景には、加齢に伴う種々の機能の低下によるものがあると想定されるため、高齢者本人やその家族等を対象とした犯罪相談を実施します。社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉専門職が、電話等により相談に対応し、必要に応じて専門的相談機関（法務少年支援センターなど）の協力を得るなどして、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげます。

##### ○障害のある犯罪をした者等に対する総合窓口の設置【福井県】

「福井県地域生活定着支援センター」の支援対象とならなかった障害のある犯罪をした者等に対しては、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」が設置する就職や福祉サービスの利用等を支援する総合窓口において個々のニーズに合わせた支援を行います。

**○犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知【岐阜県】**

県及び各市町村の各種制度、福祉サービスを整理し、矯正施設を出所する者に対し、必要とする福祉サービス等に関する情報を出所前に提供できるように、刑事司法機関と定期的に情報共有できる仕組みを作ります。

**○犯罪をした高齢者又は障害者等への適切な福祉サービスの提供【名張市】**

犯罪をした高齢者又は障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

**② 関係機関・団体との連携の強化**

犯罪をした者等に対して保健医療・福祉サービスを円滑に提供するためには、地方公共団体と刑事司法関係機関、社会福祉施設を始めとした地域の関係機関・団体が緊密に連携することが重要であると考えられます。緊密な連携を図るためには、お互いの業務や提供可能なサービス等の内容に関する情報共有や、矯正施設の見学などの機会を設けることが有効であると考えられます。

**(地方計画における実際の記載例)**

**○矯正施設見学会等の開催【神奈川県】**

社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。

**○連携ネットワークの構築【新潟県】**

犯罪をした者等のうち、高齢又は障害者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障害者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域の連携ネットワークの構築を行います。

**○関係機関との情報共有等【下松市】**

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けられるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

### ③ 他の行政計画策定（改定）時の対応

高齢者や障害者への支援は、関連する他の行政計画において具体的に記載されていることが多いと考えられます。これらの支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、犯罪をした者等が制度の狭間に陥ることなく確実に支援につながるためには、他の行政計画においても、犯罪をした者等に対する支援が盛り込まれ、これらの者が見過ごされることがないように配慮することが重要であると考えられます。

#### （地方計画における実際の記載例）

##### ○地域福祉支援計画・保健医療計画における位置付け【岡山県】

今後、岡山県地域福祉支援計画の見直しを行う際には、再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者又は障害のある者に対し、生活困窮への支援など地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進することを検討します。

また、岡山県保健医療計画において、薬物乱用対策の充実に向け、再乱用防止の推進に取り組むこととしています。今後、計画の見直しを行う際には、国のガイドラインや関係機関の意見等を踏まえ、更なる取組を検討します。

##### ○高齢・障害等に関する計画との関連付け【大竹市】

高齢者や障害者などの福祉サービスの充実を図るほか、各分野における計画を策定する際に、再犯防止の観点を踏まえた取組を盛り込むよう努めます。

## (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

### ア 現状認識と課題等

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、政府においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきました。

また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきました。さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきました。

その結果、覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2パーセントであったところ、令和2年出所者は15.5パーセントまで減少するなど、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題もあります。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があります。さらに、増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要があります。また、薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置き

て、対応していく必要があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

薬物事犯者が必要な治療・支援につながるためには、薬物事犯者を支援する関係者が、薬物依存からの回復について正しい知識を持ち、適切な相談支援を実施することや、適切な関係機関や団体を紹介することなどが重要であると考えられます。また、薬物依存からの回復に向けた治療や支援を継続して受けさせるためには、薬物事犯者が薬物依存症に関する治療や支援を受けやすい環境づくりが有効であると考えられます。

#### (地方計画における実際の記載例)

##### ○専門相談員による支援【山梨県】

県立精神保健福祉センター内に依存症専門相談員を配置し、電話や面接による相談対応を通じ、専門的な医療機関や福祉サービス、自助グループ等の民間支援団体の活動などへつなぎます。また、本人向けの回復支援プログラムや家族教室の実施による直接的支援を実施します。

##### ○初診料等の公費負担【京都府】

薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。

##### ○必要なサービスにつなげるための支援【中野区】

犯罪をした者等のうち特に薬物依存者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、検察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関等と連携を図りながら相談に応じ、区の相談・支援の取組について関係機関や本人に情報提供し、必要な医療や福祉サービスに円滑につながるよう支援する取組を進めます。

##### ○再発予防プログラムの実施等【浜松市】

依存症理解の促進や再犯防止。また、薬物に頼らない生活を送ってい



くために、個別相談や集団で行っている再発予防プログラムを実施します。

## ② 関係機関との連携

薬物事犯者の回復支援には、多くの関係機関や団体の関わりが重要であると考えられます。これらの関係者同士が緊密に連携し、個別のケースについて適切に相談し、かつ迅速に対応できる体制を構築することが望ましいと考えられます。

### (地方計画における実際の記載例)

#### ○連絡会議等への参加等による連携確保【東京都】

関係機関が連携し、薬物依存症者や中毒者に対する治療、社会復帰支援を効果的に行うため、薬物中毒対策連絡会議等を通じ、治療、社会復帰に向けた取組、途切れのない継続支援について情報、意見交換を行い、連携強化を図ります。

#### ○他機関との連携による支援の実施【千代田区】

薬物依存症の回復に向け、個々の状況に応じ、保健師や精神保健福祉士による病院への同行や訪問診療の手配を行います。また、医療機関や民間の薬物依存症リハビリ施設、就労支援機関とも連携し、継続的な治療及び支援を実施します。

#### ○支援者に向けた研修の実施等【横浜市】

薬物への依存を有する方等を早期の回復につなげるため、依存症に関する、支援者にむけた研修の実施や関係機関の連携強化を図ります。

#### ○関係機関と連携した相談支援【堺市】

医療・福祉・司法の関係者や自助団体などをはじめ、さまざまな関係機関と連携し、適切な治療や回復プログラムにつながるよう、相談支援を行います。

## ③ 薬物事犯者の家族に対する支援

薬物依存からの回復には、薬物事犯者の家族に対する支援も大切に

あると考えられます。家族が薬物事犯者本人との関係に疲弊していることが少なくないほか、まず家族が支援につながり、それがきっかけで本人が支援につながることも少なくありません。

(地方計画における実際の記載例)

○薬物依存症者の親族等の知識等の向上【群馬県】

群馬県こころの健康センターでは、月1回、薬物依存症者等を抱える家族を対象とした家族教室を開催しており、家族が依存症者本人への対応の仕方について学ぶためにGIFT（ぐんま依存症ファミリートレーニング）を実施します。

○依存症家族講座の実施【神奈川県】

薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。

④ 民間団体への支援

薬物依存からの回復を地域で継続的に支援するためには、国や地方公共団体だけでなく、地域の薬物依存症リハビリ施設や自助グループ等との協働が重要であると考えられます。

(地方計画における実際の記載例)

○自助グループ等による活動への支援【秋田県】

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、県内で問題の改善に取り組む民間団体（自助グループ等）の活動に対して、補助金を交付し支援します。

○薬物依存症者の民間回復支援施設などの民間団体に対する支援【佐賀県】

薬物依存症に関係する民間回復支援施設に対する相談支援及び活動費の補助を行っていきます。

○民間団体と連携した取組の充実【川崎市】

川崎ダルクデイケアセンターと連携して、薬物依存に悩む方、これに類する状態の方、及びその家族に対して、回復を支援し薬物乱用の予防に対する普及啓発、及び相談援助活動を実施します。

#### ⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

薬物依存からの回復を支えるためには、薬物事犯者本人やその家族が、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されることなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民に広げることが重要であると考えられます。

#### (地方計画における実際の記載例)

##### ○依存症問題に関する広報・啓発の実施【滋賀県】

アディクション関係団体とともにフォーラムを開催し、現状や問題、回復に至る過程など当事者の体験発表や講演などにより、広くアディクションへの理解を深めるための啓発を行います。

##### ○教職員等を対象とした講習の実施【三重県】

教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めていきます。

##### ○薬物依存に関する学校教育【豊島区】

危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的として、全校で教育課程に位置付け、学校薬剤師や警察（警視庁）と連携して年1回以上実施します。

##### ○出前講座等の実施【宇部市】

20歳代を中心とした薬物乱用防止・適正飲酒量の周知啓発を成人式や新入社員等の職場研修を利用して行うとともに、薬物乱用防止・適正飲酒量等の出前講座実施機関についての情報提供を事業所に行います。

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### (1) 学校等と連携した修学支援の実施等

##### ア 現状認識と課題等

我が国の高等学校への進学率は、98.8 パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8 パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8 パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4 パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9 パーセントは高等学校を中退している状況にあります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることに鑑み、政府においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施してきました。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司や BBS 会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあります。

これらの課題に対応するため、引き続き、矯正施設において、民間のノウハウや ICT の活用などにより教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があります。また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。

##### イ 具体的な取組の例

###### ① 児童生徒の非行の未然防止等

非行を未然に防止するためには、学校をはじめとした地域の様々な関

係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、様々な取組を実施することが重要であると考えられます。

(地方計画における実際の記載例)

○地域における非行の未然防止等のための支援【岡山県】

非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する電話相談、家庭教育支援チームによる家庭訪問等の実施、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対する教員OB等による学習相談など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

○地域ネットワークを活かした非行防止【山口県】

保護司会や更生保護女性会、BBS会、民生委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット」を活かした非行防止の取組の充実を図ります。

○保護司による中学校での出前講座【志木市】

保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の中学校に保護司が出向く出前講座を行います。

○“社会を明るくする運動”を通じた非行防止のための取組【千代田区】

社会を明るくする運動ミニ集会において、警視庁職員による保護者や児童・生徒向けの非行防止や犯罪被害の予防に関する講話を実施し、地域の防犯意識向上を図ります。

② 学校等と連携した立ち直り支援

非行のある少年の立ち直りには、本人を取り巻く様々な関係者が連携し、本人の支援ニーズに応じた一貫した支援・指導等を行うことが有効であると考えられます。

(地方計画における実際の記載例)

○少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【滋賀県】

非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそ

れのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員やあすくる、少年鑑別所をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。

#### ○地域の関係機関と連携した非行少年等への支援【中野区】

犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター（少年鑑別所）、少年センター（警視庁）、東京都若者総合相談センター（若ナビα）、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関とも連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

#### ○学校と保護司等との連携【松江市】

学校に在籍している保護観察対象者について、保護観察所、保護司等の更生保護関係者と、学校関係者が緊密に連携して立ち直りを支援します。

#### ○関係機関と連携した非行少年への支援【山口市】

保護観察対象少年の再非行の防止に向け、保護司と学校等との情報共有を図るとともに、相互協力を努めます。非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター（警察）等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

### ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、学校等と刑事司法関係機関が連携して修学を支援することが重要であると考えられます。

#### （地方計画における実際の記載例）

#### ○矯正施設からの進学・復学の支援【群馬県】

県教育委員会では、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するな

どの取組を推進します。

#### ○大学生ボランティアの活用【神奈川県】

県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。

#### ○学校関係者と刑事司法機関との連携強化【大分県】

学び直しを希望する高等学校中退者等へのサポートや矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、学校関係者に対して、矯正施設・保護観察所との連携事例を周知するなどして、相互の連携を推進していきます。

#### ○地域での学びの場づくり【堺市】

地域の活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、協力体制づくりなどに努めます。

#### ○少年院出院者に対する復学支援【大竹市】

矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。

## 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

### (1) 現状認識と課題等

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、政府においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）や保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきました。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要があります。また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があります。

### (2) 具体的な取組の例

#### ア 少年・若年者に対する支援等

犯罪をした者等のうち、少年や若年者などについては、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体などが連携した様々な教育的な働き掛けを行うこと



が重要であると考えられます。

(地方計画における実際の記載例)

**○非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【群馬県】**

少年育成センター（警察）を中心に、ボランティア等を通じて、居場所づくり活動の一環として農業体験活動等の社会奉仕体験活動を実施します。

**○社会貢献活動への協力【愛媛県】**

非行のある少年等の立ち直りを目的とした、松山保護観察所や松山学園等の社会貢献活動の実施に協力します。

**○子ども・若者総合相談窓口設置事業【滋賀県】**

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、犯罪および非行など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。

**イ 女性の抱える困難に応じた支援等**

犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫などからのDVの被害に遭っている場合があり、こうした困難が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携し、女性が抱える困難にも留意しつつ、社会復帰支援を実施することが重要であると考えられます。

(地方計画における実際の記載例)

**○女性の抱える問題に応じた相談対応等【東京都】**

女性相談センターでは、電話相談等により女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。また、緊急の保護や自立のための援助を必要とする女性に対し、区市等の依頼に基づき一時保護を実施し、必要に応じて行動観察や医学的判定、心理学的判定等を行い、関係機関と連携し支援の一助とします。加えて、婦人保護施設へ入所措置を行い、自立のため、生活全般の相談、指導及び支援を行うこと

により、その福祉の増進を図ります。

#### ○DV被害女性や同伴家族等への支援【宮崎県】

女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を運営し、配偶者等からの暴力（DV）に悩む女性等、支援を要する方に対し、相談に応じ、情報提供や同行支援等を行うとともに、DV被害女性や同伴家族について、短期間の入所による一時保護を実施し、自立のための支援や問題解決について援助を行います。

#### ○DV等の被害に遭っている事案への対応【大竹市】

DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、広島県子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。

### ウ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の課題がある場合があります。また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえた支援を実施することが重要であると考えられます。

#### （地方計画における実際の記載例）

#### ○発達障がい等を有する障がい児者に対する支援等【神奈川県】

発達障がい等を有する障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。

#### ○発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等【石川県】

犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、学習障害（LD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）などの発達上の課題がある場合があります。また、そうし

た課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくないことから、地域の関係機関等と連携して、発達上の課題を踏まえた支援について検討を行います。

## エ その他の取組

犯罪をした者等が抱える個々の問題は複雑であることから、複数の関係機関が集まってケース検討を行ったり、状況の変化に応じて複数回にわたって関係機関と協議することも重要であると考えられます。

### (地方計画における実際の記載例)

#### ○犯罪をした者等を受け入れる社会福祉施設等に対する支援【滋賀県】

犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事務所、更生保護施設、保護司などの支援者や家族等（以下、事業所等という。）が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、事業所等に寄り添った相談や専門的アドバイスを行うことで、事業所等の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援します。

#### ○関係機関・団体と連携した暴力団員の離脱・社会復帰支援の推進【大阪府】

暴力団組織からの離脱や、就労などの社会復帰を希望する暴力団員等に対して、(公財)大阪府暴力追放推進センター、矯正施設、保護観察所、職業安定機関等と暴力団の離脱に係る情報を適切に共有し、連携した暴力団離脱への働きかけ並びに就労などの社会復帰支援を行います。

#### ○性犯罪者への相談支援【鹿児島県】

県精神保健福祉センターでは、依存症専門相談等において、依存性の高い性犯罪者からの相談に対応します。

## 5 民間協力者の活動の促進等のための取組

### (1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。こうした民間協力者の活動は、SDGs に掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものです。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

政府は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいま

す。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことがかねてより指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

## (2) 具体的な取組の例

### ア 民間ボランティアの確保

保護司をはじめとする民間ボランティアを確保するためには、地方公共団体に周知や広報に積極的に協力いただき、これらの民間ボランティアの活動やその意義について地域住民の理解が促進されることで、その活動を支援したい又は自らその活動に従事したいという機運が地域で高まることが重要であると考えられます。

#### (地方計画における実際の記載例)

##### ○ボランティア募集に関する県立大学等への協力依頼【高知県】

民間のボランティア団体新規加入を図るため、高知県立大学及び高知工科大学に対して、BBS会の活動及び会員募集のための資料配布及びポスター掲示の掲載等の協力を促します。

##### ○退職者説明会におけるパンフレット配布【福岡県】

保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。

##### ○市職員に対する呼び掛けによる人材確保【横浜市】

保護司人材確保のため、市職員研修などの機会を捉えて更生保護ボランティア活動への参加を呼びかける等の取組を進めます。

##### ○保護司会と連携した人材発掘等【山口市】

将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取

組を支援します。

## イ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

再犯防止に関する民間ボランティア活動の多くは、一般からの寄附や公費による実費の一部弁償等によって成り立っています。地域の安全・安心に寄与するこれらの活動が円滑に実施されるためには、地方公共団体からも物心両面にわたる支援をいただくことが重要であると考えられます。

### (地方計画における実際の記載例)

#### ○少年警察ボランティア等に関する支援の充実【群馬県】

少年補導員及び大学生少年サポーターに対して報償費を支払うほか、活動用ベストやジャンパー等を支給するなどの支援を行います。

#### ○地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援【京都府】

保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティアによる研修会、住民集会等の開催を支援します。

#### ○更生保護団体への活動支援【千代田区】

保護司会が取り組む薬物依存からの回復プログラム「Day by Day ちよだ」や更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営に対し、会場の提供等を支援します。また、更生保護団体が活動に向けた会議を行う際や、保護司が保護観察対象者との面接を行う際に会議室や面談のための場所を提供します。

#### ○区単位での更生保護サポートセンター設置支援【浜松市】

保護司会をはじめとした更生保護団体の活動しやすい環境づくりのため、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの各区への設置支援を行います。

#### ○更生保護サポートセンター設置の協力【尾道市】

更生保護活動を広く発信することで、再犯防止の重要性及び更生保

護活動に対する理解の醸成を図るとともに、保護司適任者の確保に向けた取組を推進します。また、更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターに尾道市の施設を提供します。

#### ○保護司会や更生保護女性会等への支援【岐阜市】

更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動など事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

### ウ 民間資金の活用の検討

地域における更生保護法人やNPO法人等の民間団体については、その経済的基盤が十分でないことが少なくないものの、そうした団体による再犯防止活動を促進するため、民間資金の活用を検討することは、大きな意義があると考えられます。

また、立ち直り支援における民間資金の調達を目的として、令和2年8月に更生保護法人日本更生保護協会が創設した「立ち直り応援基金」については、集められた寄附金を全国の草の根の立ち直り支援活動に助成することとしており、同基金の広報・周知に御協力いただくことは、立ち直り支援における民間資金の活用を大きく促進することにつながります。

#### (記載例)

- ・更生保護法人日本更生保護協会が運営している「立ち直り応援基金」の広報・周知に協力することで、立ち直り支援における民間資金の活用の促進を図ります。
- ・ふるさと納税による寄附金の使途の一つに「地域における再犯防止の推進」を加えることで、非行少年や刑務所出所者の立ち直りを応援したいという気持ちを、具体的な取組に活かします。

### エ 民間協力者に対する表彰

保護司活動をはじめとした民間ボランティア活動の社会的意義について広く地域住民の理解を求める方法の一つとしては、功績が顕著な個人・団体を適切に顕彰することが考えられます。また、国においてもこれらの方の顕彰を行っていますが、候補者の推薦においては、地方公共団体から

の情報提供や協力が不可欠です。

(地方計画における実際の記載例)

**○民間協力者に対する表彰【秋田県】**

更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体のほか、青少年健全育成への功績が顕著である団体等を表彰し、その活動や意義が県民に広がるよう周知に取り組みます。

**○民間協力者に対する表彰【下松市】**

地域の犯罪予防を図る活動をしている保護司などの民間ボランティアを表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。

**○更生保護ボランティアへの顕彰を通じた社会の機運醸成【大竹市】**

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。



## 6 地域による包摂を推進するための取組

### (1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められます。そのため、政府においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査することを目的として、一部の地方公共団体と連携し、「地域再犯防止推進モデル事業」を実施するとともに、その成果等をその他の地方公共団体に共有するための協議会等を開催するなどしてきました。こうした国の取組に呼応し、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画の策定が進められており、「地域による包摂」に向けた取組には、一定の進展が見られます。

しかしながら、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とは言い難い面があったこともあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題も見えてきています。

これらの課題に対応するため、二次計画では、国と地方公共団体が担う役割を具体的にしたところであり、引き続き、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要です。

## (2) 国と地方公共団体の役割

### ア 国と地方公共団体の役割分担に基づく再犯の防止等に向けた取組の推進

二次計画において、国と地方公共団体は、それぞれ以下の役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進することとされております。地方計画を策定するに当たっては、それぞれ以下の役割を踏まえ、具体的な取組をご検討ください。

#### ① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

#### ② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

#### ③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会

づくりを担うことが期待されている。

### (3) 具体的な取組の例

#### ① 再犯防止を推進するための協議会等の設置

国と地方公共団体、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うパートナーとして協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要であると考えられます。そのために、関係機関や地域の民間団体が、定期的に当面する課題や対応について情報を共有したり、協議する機会を持つことが効果的であると考えられます。

#### (地方計画における実際の記載例)

##### ○定着支援センターと関係機関との連携強化【岐阜県】

県定着支援センターを岐阜県福祉・農業会館内に移転・拡張し、県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療関係機関及び更生保護関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

##### ○全市町村が参加する連絡会議の開催【福岡県】

犯罪や非行をした人に対する息の長い支援は、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いことから、市町村における再犯防止推進に係る意識醸成を図るとともに、取組に係る課題や情報を共有するため、全市町村の再犯防止推進担当部局が参加する連絡会議を開催するなど、連携強化に取り組みます。

##### ○司法と福祉関係者によるネットワーク会議【横浜市】

「横浜市更生支援ネットワーク会議」を設け、司法関係者と市内福祉関係者相互の情報や課題を共有するとともに、対話を通じて司法と福祉の顔の見える関係を構築していきます。司法と福祉が緊密な連携協力関係を築き、一丸となって取組を進めることで効果的、効率的に更生支援を推進します。

##### ○市関係課と刑事司法、更生保護関係団体との連絡会【浜松市】

保護観察所をはじめとした国の刑事司法関係機関、保護司会をはじめ

めとした更生保護団体、浜松市の関係各課との連携の強化を図るため、必要に応じて情報交換や意見交換を実施する連絡会を開催します。

## ② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

各種の支援ニーズのある犯罪をした者等が実際の支援機関・団体につながるためには、保健医療・福祉サービスを含め、地方公共団体が実施している支援や既存の制度について地域の関係機関・団体に対して情報を提供していただくことが効果的であると考えられます。

### (地方計画における実際の記載例)

#### ○手引書の活用【兵庫県】

保護司等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、多様な関係機関の支援の充実につなげるため、関係機関の各種支援制度等を紹介する手引書を作成し、配布します。

#### ○情報の共有【千代田区】

保護観察所や警察（警視庁）等の関係機関、千代田区保護司会や更生保護女性会をはじめとする民間協力者と、再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。

#### ○情報共有体制の整備【名張市】

民生委員・児童委員やまちの保健室の職員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

#### (参考) 明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例の制定【明石市】

「共生のまちづくり」を推進するため、罪に問われた者等の更生を支援し、その再犯を防止することで、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とする条例を制定し、市、関係機関及び市民等が連携協力して取組を進めています。

## 7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

### (1) 現状認識と課題等

前記6までに掲げられた再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備、施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要です。

政府においては、これまで、新たな官職の設置や専門スタッフの増配置、矯正施設を始めとする関係施設の整備、刑事情報連携データベースの開発運用等の体制整備を行うとともに、「再犯防止啓発月間」や「“社会を明るくする運動” 強調月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできました。

しかしながら、いまだ課題は多く、再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要があります。

### (2) 具体的な取組の例

#### ア 再犯防止施策の効果検証

地方公共団体が、再犯防止施策の効果検証を行うに当たっては、国から関連する統計情報の提供を受ける必要があります。二次計画においても、「法務省は、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、各府省の協力を得て、国における再犯の防止等に関する施策についての情報や関連する統計情報を適切に提供する」とされており、また、第2章の2のとおり、これまで提供できなかった市町村単位の各種統計データも各矯正管区から提供することが可能となっております。これら関連統計情報もご活用いただき、取組の効果検証を行うことが適当と考えられます。

#### (地方計画における実際の記載例)

##### ○進捗管理及び評価の考え方【名古屋市】

計画策定から3年経過時点における中間評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画期間終了時には、計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、次期計画に反映することで、計画の着実な推進を

図ります。

## イ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

これまで地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するためには、刑事司法関係機関だけではなく、地方公共団体と地域の関係団体が主体となり、地域住民を巻き込んで広報・啓発を実施することが効果的であると考えられます。

この点、多くの地方公共団体においては、保護観察所や保護司会とともに、「社会を明るくする運動」に取り組んでいただいているものと承知しておりますので、その一環として、再犯防止に関する広報・啓発を実施することが考えられます。また、毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間であると同時に「再犯防止啓発月間」でもありますので、これに合わせ、それぞれの趣旨を踏まえたイベントを同時に実施することも効果的であると考えられます。

また、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」の名称で一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動として、カウンセリングや心理検査を行うほか、学校教育機関からの依頼による法教育や各種講演・研修などを実施しており、地方公共団体が再犯防止に関する広報・啓発を行うに当たっても活用いただけます。法務少年支援センター（少年鑑別所）を所管する矯正局では、矯正施設と地方自治体等が連携した取組を紹介する事例集を作成し、法務省ホームページに掲載していますので、必要に応じご参照ください。

【矯正施設と自治体等が連携した取組事例集URL】

<http://www.moj.go.jp/content/001337711.pdf>

### （地方計画における実際の記載例）

#### ○福祉関係者等に対する出前講座の実施【福井県】

医療機関や市町職員を含む福祉関係者等に対し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する出前講座を法務省出先機関等と連携して実施し、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めていきます。

**○教職員への理解・啓発の促進【兵庫県】**

教職員への研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、矯正施設出所者や犯罪被害者等の人権について正しい理解と共生をめざす姿勢を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。

**○薬物依存からの復帰者へのインタビュー冊子の作成等【大分県】**

“社会を明るくする運動”の事業等に対する協力・支援や、更生保護大会における保護司に対する知事感謝状の贈呈、人権啓発の一環として薬物依存からの復帰者へのインタビュー冊子の作成・配布等を行っています。

**○“社会を明るくする運動”を通じた理解促進【帯広市】**

「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組めます。

**○市による広報を通じた理解促進【松江市】**

市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。